

## 第6章 藤沢づくりと地域づくりの仕組みと進め方

### 1 藤沢づくりと地域づくりの視点

#### (1) 基本構想における「藤沢づくり」のポイント

##### ア 新しい公共

市民、市民ボランティア、NPO、大学、企業等の知恵と力を集め、民間と行政とのパートナーシップを強化し、それぞれの持つ資源やノウハウを活用しながら、多様な主体との公民連携による「新しい公共」を実現します。

##### イ 地域分権（市内分権と地域内分権）

市の権限と予算などを市民センター・公民館に分散する「市内分権」と地域経営会議と市民センター・公民館が連携して地域のめざす方向を明らかにし、自助・共助・公助によって地域づくりを進める「地域内分権」を進めます。

#### (2) 新総合計画の位置づけ

地域市民<sup>※8</sup>、コミュニティ<sup>※9</sup>と行政が協働で活用する「地域経営<sup>※10</sup>」や「市民主体の藤沢づくり」を推進する計画として位置づけています。

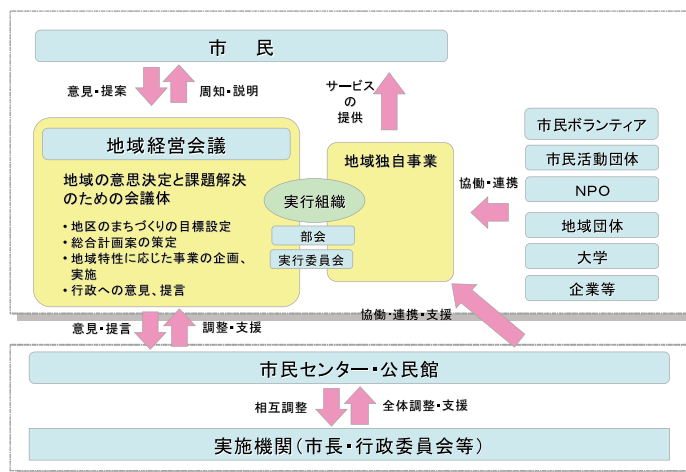


図6 市民、地域と行政が実現する新総合計画の仕組み

- ※8 地域市民：地域に住み、働きまたは学びながら、地域の経営に参画する市民を表す言葉として、一般的な「地域住民」という言葉と区別して使っています。
- ※9 コミュニティ：地域における自治会、町内会、地縁団体をはじめとする、生活や社会を築く上で必要な互助、協力などの「つながり」をつくる団体や「つながり」自体をいいます。
- ※10 地域経営：「地域市民」、コミュニティと行政が、それぞれ自律して行動し、お互いに協働・共創しながら、各地区や市全体の暮らしやすさと豊かさの向上をめざして、まちの経営を進めることです。

### (3) 地域まちづくり計画（基本計画）と地区別まちづくり実施計画（実施計画）

#### ア 地域まちづくり計画の策定

地域経営会議と市民センター・公民館は、地域経営戦略100人委員会等での検討内容をふまえ、「地域市民」の声を聞きながら、地域まちづくり計画（案）を策定します。

#### イ 地区別まちづくり実施計画の策定

地域経営会議と市民センター・公民館は、地域まちづくり計画に基づき、「地域市民」の声を聞きながら、地区別まちづくり実施計画（案）を策定します。

地区別まちづくり実施計画（案）は、市民の身近な暮らしやすさを実現するための生活環境や活動、サービスの中身を示す計画とします。

#### ウ 地域まちづくり計画の評価・見直し

地域まちづくり計画は、前期（6年）、後期（6年）の12年間の計画とし、3年ごとのローリング（計画の実行→分析・評価→計画の修正）を行います。

また、予測困難な社会情勢、経済情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて見直します。

#### エ 地区別まちづくり実施計画の評価・見直し

地域経営会議と市民センター・公民館は、1年ごとに、事業と財政計画、PDCAサイクルによる進捗管理、社会状況の急激な変化等への対応を図りながら、次の実施計画につなげます。

### (4) 持続的な活動の展開

新総合計画は、以上のように、基本計画と実施計画を策定して終了するものでなく、地域経営や市民主体の藤沢づくりを持続的に進めていく計画です。

したがって、基本計画、実施計画の進捗管理はもとより、地域内で活動している自治会、町内会、市民ボランティア、NPO、大学、企業等の協働によって、地域資源を最大限活用した様々な地域まちづくりを誘発、推進、連携していくことが重要です。

また、実践の中での様々な、自助・共助・公助によって、地域づくりを進めていくことが必要となります。

このような視点に立って、地域づくりの仕組みと進め方を各地区が実践活動の中から築き上げることが期待されています。

## 2 基本計画・実施計画を推進する仕組み

基本計画と実施計画を推進するためには、計画だけでなく計画を推進する仕組みが必要となります。

### (1) 藤沢づくりの仕組み

- ア 中長期アウトカム指標に基づく基本計画・実施計画の検証に当たり、満足度、実現度、達成度等の検証を行うための仕組み
- イ 「私たちの藤沢づくり」を市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等の多様な主体との公民連携を進めていくための仕組み
- ウ 藤沢づくりを進めていくための情報発信と市民との情報共有の仕組み
- エ 基本計画の3年ごとのローリング、実施計画の1年ごとのローリング作業を行うに当たって、市民の声を新総合計画の進捗管理に反映させる仕組み
- オ 「私たちの政府」による藤沢づくりを進めていくための地域内分権推進の仕組み

### (2) 地域づくりの仕組み

- ア 基本計画、実施計画をPDCAサイクルで検討するための地域市民の満足度等の把握、地域市民の声を聞く仕組み
- イ 地域経営会議と市民センター・公民館が中心となって、実施計画等を毎年度検証する仕組み
- ウ 地域づくりを推進するための情報発信、情報共有の仕組みづくり
- エ 地域が主体となって、市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等の連携によって地域まちづくりを進める仕組み
- オ 地域コミュニティを豊かにするための公共資産（市民の家など）の有効活用を進める仕組み
- カ 地域の様々な活動主体が中心となって進める、自助・共助・公助による地域づくりの推進の仕組み

## 第7章 中長期財政計画

### 1 中長期財政の考え方

総合計画策定にあたっては、従来から基本計画の計画期間における、歳入歳出見込を検討し、計画期間内の財政計画を合わせて策定してきました。しかしながら、総合計画実施計画事業の年度毎の事業費と財政計画の歳出見込額は、必ずしも一致せず、各年度の予算編成作業の過程で、総合計画事業費を含む歳出全体について、年度毎に見込む歳入との調整を行わなければ予算が編成できませんでした。

総合計画の財政計画と各年度の予算に大きな乖離が生じる原因としては、歳出面においては、計画事業の進捗が当初計画時点のスケジュールどおりに進行せず、遅延・前倒しが発生し、各年度に割り当てられた事業費が年度間をまたいで増減すること、また、技術革新や物価動向による当初積算額と実勢価格の乖離が発生すること、新たな社会保障制度創設による歳出増などがあることなどによるものです。歳入面については、消費税等を含む国の税制改正や補助制度の大幅な変更、世界経済をも含む景気動向に大きく影響される個人市民税や法人市民税、償却資産税、地方譲与税、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金の増減など、歳出面よりもさらに大幅に外的要因の影響を受けることによるものです。

新たな総合計画基本計画策定にあたっては、「市域全体のまちづくり計画」「地域まちづくり計画」とともに、財源に裏付けられた実効性のある計画としなければなりません。しかし、現在の社会経済情勢を踏まえた時、正確な予測は不可能であり、基本構想の考え方同様に、変化に対応できる財政計画とする必要性があります。そのためには、第一に「中長期財政計画」と「短期財政計画」の二つの財政計画によって、常に直近の社会経済情勢を反映できる計画とすること、第二に「基本計画」「実施計画」の進捗管理にあわせて見直しを行う計画とすることが必要です。

また、基本計画の「新しい公共」の視点に立って、「市民にできることは市民に」「民間にできることは民間に」の考えに基づき、市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等と行政が協働・連携を進めていきます。また、行政予算を伴わない「自助・共助」による事業への取り組みや、短期集中で実施すべき事業と年次計画にそって長期間をかけて計画的に実施すべき事業に分類し、どの時点でどの程度の財源を振り向けるべきかを見極め「選択と集中」を図る必要があります。

そこで、新総合計画基本計画の中長期財政計画では、実施計画につなげる基本方針を次のとおり定めます。

## (1) 実施計画で定める総合計画事業について

基本計画は情報体系の集約として策定し、個別の総合計画事業については実施計画で定めるものとします。実施計画で定める総合計画事業については、「新しい公共」の視点による事業と「選択と集中」により短期で実施すべき事業と中長期で実施すべき事業とに分類し、メリハリある計画とします。

## (2) 実施計画策定時に考慮すべき新たな視点について

ア 新総合計画実施計画では、「新しい公共」の視点から、全ての総合計画事業について、市民・市民ボランティア・NPO・企業等と行政など、事業を担うべき事業主体について検討することとします。

また、「国」「県」「市」といった行政として主体的に担う役割についても合わせて検討することとします。

イ 公共施設の新たな運営形態や施設の改築事業、新設事業については、原則として行政の単独事業としては実施しません。これらの事業は、「公民連携」の視点に立ち事業費の圧縮や年度間の歳出平準化を検討するとともに、財源構成に関しても留意することとします。

ウ 「市内分権」「地域内分権」の視点から、本庁が担うべきか、地域に権限と予算を移譲して実施すべきか、自助、共助による地域づくりを進めるべきか検討することとします。

## 2 中長期財政計画

新総合計画における活動は「私たちの政府」により行われるものです。

したがって、活動のための財源は市税等だけではありません。人的資源、知的資源、文化、アイデアなどのすべての資源を対象に、消費だけでなく増やすことも含めた活動が重要となります。

武田薬品工業の新研究所開設及び湘南シークロスへの企業進出による税収の増要素はあるものの、少子化・高齢化の進展、人口減少社会の到来、低成長社会の到来により、歳入の根幹である市税収入は減少することが予測され、反対に歳出では、扶助費等の社会保障費は増加する傾向にあります。

更に社会経済情勢が絶えず変化することを前提にすれば、総合計画事業として担保すべき事業に、どの程度財源を投入できるかは、大変不透明な状況にあると言えます。

その中で、生活の豊かさや暮らしやすさなど、生活者の実感に基づく、生活文化の根幹やセーフティネットを支えるために、市民、地域と行政が、NPO、企

業など様々な藤沢の主体と連携していくなかで、協賛の確保、ネーミングライツ、基金の活用、公共資産の有効活用についても積極的に検討します。

中長期財政計画では、平成 34 年度までの歳入歳出見込額を積算し、単年度毎に、総合計画事業を含む政策的経費にどの程度の財源が振り向けられるかを示し、収支均衡の財政計画とします。

また、歳入歳出見込額の積算にあたっては、以下の点について考慮することとします。

## (1) 前提条件の設定

計画期間全体にわたり、社会保障制度の改正や税制改正など不透明な要素が存在するため、歳入歳出見込額の積算にあたっては前提条件を設定するものとします。

### (主な歳入に係る前提条件)

#### ア 【市税】

- ・平成 22 年度税制改正による改正内容を反映させた上で、改正以外の部分については現行制度を基本として税収を推計します。
- ・個人市民税については、経済情勢による個人所得の伸縮見込みや推計人口に基づく納税義務者数の減少見込み等をもとに推計します。
- ・法人市民税については、経済情勢による企業の業績予想等をもとに推計するとともに、武田薬品工業の新研究所開設及び湘南シークロスへの企業進出による税収増を見込みます。
- ・固定資産税及び都市計画税については、平成 22 年度決算見込額をもとに今後の評価替えの影響見込み等をもとに推計するとともに、武田薬品工業の新研究所開設及び湘南シークロスへの企業進出による税収増を見込みます。しかしながら、土地の公示価格は 2 年連続して下落しており、今後も動向を注視します。

#### イ 【地方譲与税・各種交付金】

- ・平成 22 年度決算見込額をもとに推計します。
- ・地方消費税交付金については、消費税増税に関する論議や、このところの消費低迷、物価下落から不透明な状況にあるため、平成 22 年度決算見込額をもとに推計します。
- ・地方特例交付金のうち児童手当及び子ども手当特例交付金については、平成 22 年度実施された現行制度を基本にして推計します。

**ウ 【国庫支出金・県支出金】**

- ・ 社会保障費などの経常的経費に係る国庫補助金及び県支出金については平成 23 年度概算所要額及びこれまでの増減率をもとに推計します。
- ・ 投資的経費に係る国庫補助金及び県支出金については、平成 23 年度概算所要額及び財政需要額の推計をもとに推計します。
- ・ 見直し等が決定されているものを除き、現行制度が継続するものとして推計します。

**エ 【分担金及び負担金】**

- ・ 平成 23 年度概算所要額をもとに推計します。

**オ 【使用料及び手数料】**

- ・ 平成 23 年度概算所要額をもとに推計します。

**カ 【財産収入】**

- ・ 財産貸付収入及び基金利子収入については、平成 23 年度概算所要額をもとに推計します。
- ・ 財産売払収入については、処分可能な資産の状況をもとに処分可能と見込まれる時期にその見込額を計上します。

**キ 【繰入金】**

- ・ 平成 23 年度概算所要額をもとに推計します。

**ク 【繰越金】**

- ・ これまでの実質収支をもとに、今後の財政状況を見通して推計します。

**ケ 【市債】**

- ・ 普通債については、現行の地方債制度が継続するものとして、投資的経費に係る財政需要額の推計をもとに市債発行額を推計します。
- ・ 臨時財政対策債については、今後も制度が継続するものとして発行額を推計します。
- ・ 財政調整基金については、今後も経済事情の著しい変動により、財源が著しく不足する場合においては、基金を処分しますが、中長期財政計画では考慮しません。

#### (歳出全般及び経常的経費に係る前提条件)

- ア ここ数年の景気動向により、物価上昇率・地価上昇率等は下落傾向にあり、今後も継続するのか、上昇傾向へシフトするのかが不透明なため、考慮しません。
- イ 消費税増税や新税、税制改正は考慮しません。
- ウ 国庫支出金、県支出金については、終了年度や創設年度が明らかな場合を除き、現行の補助率、補助単価等で積算します。
- エ 起債充当率は、制度変更が明らかな場合を除き、現行充当率で積算します。
- オ 特定目的基金を財源とする事業については、基金残高が無くなった以降は事業廃止を原則とし、一般財源対応若しくは、年度末における一般財源の不要額積立は原則行いません。
- カ 対象増による積算は人口推計によるほか、過年度の伸び率、減少率で積算します。
- キ 平成 24 年度以降の事業費については、年度毎の歳出全体額と歳入額を考慮し、「新しい公共」や「選択と集中」の視点から、一定の査定を行った上で位置づけることとします。
- ク 【人件費】
- ・平成 22 年度の給与ベースをもとに、退職者数の増減により推計します。
- ケ 【扶助費】
- ・平成 23 年度概算所要額及びこれまでの扶助費の増減率を考慮した上で推計します。
- コ 【公債費】
- ・平成 21 年度までの既発行分については、償還計画に基づき見込みます。
  - ・平成 22 年度の発行予定分については、現計予算での発行予定額に基づき償還額を見込みます。
  - ・平成 23 年度以降の普通債については、投資的経費に係る財政需要額に充当できる市債発行見込額により償還額を推計します。
  - ・平成 23 年度以降の臨時財政対策債については、今後も制度が継続するものとして推計した発行額見込額により償還額を推計します。
- サ 【物件費】
- ・平成 23 年度概算所要額及びこれまでの増減率をもとに、経常的経費の抑



制を目標として推計します。

シ 【維持補修費】

・平成 23 年度概算所要額及びこれまでの増減率をもとに、施設の老朽化進行による維持補修費の増を考慮して推計します。

ス 【補助費等】

・平成 23 年度概算所要額及びこれまでの増減率をもとに、経費抑制を目標として推計します。

セ 【積立金】

・平成 23 年度概算所要額及びこれまでの増減率をもとに、基金運用収入等の積立見込額を推計します。

ソ 【投資及び出資金・貸付金】

・貸付金については、平成 23 年度概算所要額をもとに、今後の貸付金融資産残高の推移から所要見込額を推計します。

タ 【繰出金】

・対象となる経費の償還計画をもとに、各年度の所要額を推計します。

## (2) 特定財源の積極的な確保

景気低迷による法人市民税の減収や個人市民税の減収をはじめ、少子高齢化の進展など労働人口の減少に伴う個人市民税の減収などを考慮すると、非常に厳しい財政状態が続くことが中長期的に予想されるため、国庫支出金や県支出金等の情報収集に努め、特定財源の積極的な確保を図るものとします。

## (3) 社会資本の老朽化

市庁舎、公立小中学校、市民センター・公民館などの公共施設や橋りょう、下水道などの社会資本の老朽化が大きな問題となっていますが、改築等には莫大な経費を要することから、長寿命化を図るとともに、「公民連携」の視点に立ち事業費の圧縮や年度間の歳出平準化を図ります。

## (4) 公民連携事業化提案制度の積極的な活用

自治体財政が大変厳しい状況下で、社会保障サービスの維持や社会資本の老朽化は喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、例えば、老朽化、機能低下した公共施設、道路、橋梁、下水道等の都市基盤施設の機能更新にあたっては、公共資産の有効活用の

視点に立って、民間提案方式、民間資金の導入を進めていくことにより、財政の平準化を図る必要があります。

今後は、藤沢市公民連携基本方針に基づき、2010年（平成22年）4月に制定した「藤沢市公民連携事業化提案制度」の活用を図り、民間等のノウハウ、技術、資金を積極的に導入し、効率的、効果的なサービスの姿を追及していきます。

#### 公民連携事業化提案制度の概要

- ① 「藤沢市公民連携事業化提案制度」は、公民連携の基本理念に従い、「豊かな公共」を「小さな政府」で実現するため、最も効率的、効果的なサービスの提供を行うという観点に立ち、市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等の多様な主体とのパートナーシップによって、これまで行政主導により行われてきた公共サービスの領域を、提案者のノウハウや創意工夫によって抜本的に見直し、行政と市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等の連携、協働による役割分担と責任に基づき公共サービスを提供することが可能と考える市民や各種団体等が、自由にアイデアを提供することができるものです。本制度において採択された提案は、その後、事業化を検討していきます。
- ② 公民連携事業化提案制度は、すべての行政事業を対象として、自由に企画提案を行う「一般事業提案」と市が示す特定課題及び要件に基づき、提案先が企画提案を行う「特定課題事業提案」により実施します。

### (5) 大規模プロジェクト事業の取扱い

現在進行中の大規模プロジェクト事業の事業費を中長期歳出見込額に算入することは、不確定要素が多く過大な財政需要を見込む恐れがあること、事業費については年度毎の予算編成過程で精査され決定されるものであり、中長期財政計画において事業費を保障するものではないことなどから、中長期財政計画においては、事業の進捗状況などから優先順位を付け、年度毎の歳出全体額と歳入額を考慮し、事業費の先送りや縮減を行った上で位置づけるものとします。年度毎の詳細な事業費については、財源構成も含め短期財政計画において反映することとします。

### 3 中長期財政計画と短期財政計画の関係

中長期財政計画の方針に従い、短期財政計画を実施計画に示します。

中長期財政計画策定後の社会情勢や経済情勢等の変動による歳入歳出への影響は、年度単位で調整し実施計画の見直しに合わせて短期財政計画に反映すること

とします。財源不足に対する調整にあたっては、「事業仕分け」「事業再構築」による他、「事業の先送り」などで対応します。

中長期財政計画については、6年経過時に基本計画を見直す際、残存期間について見直すこととします。

## 4 新総合計画基本計画に基づく政策仕分けによる実施事業の選定

### (1) 実施計画策定の前提

基本計画で示された目標とするあるべき姿としての「戦略目標」を実現するために、状況の分析から導かれた、目標をより具体化した活動の指針としての「政策」、そして政策を実現する具体の活動としての「実施計画」が設定されます。

### (2) 政策仕分け

実施計画と中長期財政計画及び短期財政計画の整合性と関連性をより明確にするために、政策から実施計画への移行にあたっては、戦略性をもって「選択と集中」を図るための政策仕分けを行います。

### (3) 政策仕分けの視点

政策仕分けの視点としては、次のとおりです。

- ア 行政経営資源の有効配分の視点
- イ 基本計画を具体化する優先度、緊急性と政策の波及効果の視点
- ウ 新しい公共と地域分権の視点
- エ 公民連携事業化提案制度に基づく民間等のノウハウ、技術、資金導入の視点
- オ 「ふじさわ未来課題」により市民ニーズが高く、新総合計画の実現に先導的役割を持つ事業の視点

## 5 中長期歳入歳出見込額

平成23年度から平成34年度までの歳入、歳出（経常的経費、政策的経費）見込については、次のとおりです。

（単位：百万円）

| (歳入見込) | 平成23年度計画額 |        | 平成24年度計画額 |        | 平成25年度計画額 |        | 平成26年度計画額 |        | 平成27年度計画額 |        | 平成28年度計画額 |        |
|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
|        | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   |
| 市税     | 71,012    | 71,012 | 73,365    | 73,365 | 72,629    | 72,629 | 72,477    | 72,477 | 70,957    | 70,957 | 70,769    | 70,769 |
| その他    | 14,235    | 4,929  | 12,041    | 4,324  | 12,511    | 4,871  | 10,648    | 4,424  | 10,248    | 4,024  | 10,248    | 4,024  |
| 自主財源計  | 85,247    | 75,941 | 85,406    | 77,689 | 85,140    | 77,500 | 83,125    | 76,901 | 81,205    | 74,981 | 81,017    | 74,793 |
| 地方譲与税等 | 5,254     | 5,254  | 5,474     | 5,474  | 5,474     | 5,474  | 5,474     | 5,474  | 5,474     | 5,474  | 5,474     | 5,474  |
| 国庫支出金  | 20,817    | 0      | 20,832    | 0      | 21,051    | 0      | 21,800    | 0      | 22,708    | 0      | 23,521    | 0      |
| 県支出金   | 6,505     | 0      | 6,402     | 0      | 6,846     | 0      | 6,956     | 0      | 7,311     | 0      | 7,578     | 0      |
| その他    | 6,838     | 2,531  | 9,221     | 4,395  | 8,047     | 4,995  | 8,793     | 4,995  | 8,728     | 4,995  | 8,793     | 4,995  |
| 依存財源計  | 39,414    | 7,785  | 41,929    | 9,869  | 41,418    | 10,469 | 43,023    | 10,469 | 44,221    | 10,469 | 45,366    | 10,469 |
| 合計①    | 124,661   | 83,726 | 127,335   | 87,558 | 126,558   | 87,969 | 126,148   | 87,370 | 125,426   | 85,450 | 126,383   | 85,262 |

| (歳出見込)         | 平成23年度計画額 |        | 平成24年度計画額 |        | 平成25年度計画額 |        | 平成26年度計画額 |        | 平成27年度計画額 |        | 平成28年度計画額 |        |        |
|----------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|--------|
|                | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   |        |
| 経常的経費          | 人件費       | 26,203 | 24,837    | 26,396 | 25,604    | 26,747 | 25,945    | 27,033 | 26,226    | 27,421 | 26,593    | 27,638 | 26,806 |
|                | 扶助費       | 22,361 | 4,340     | 24,150 | 4,688     | 24,875 | 4,829     | 25,621 | 5,071     | 26,390 | 5,324     | 27,182 | 5,590  |
|                | 公債費       | 10,137 | 9,137     | 10,309 | 9,979     | 10,453 | 10,119    | 9,784  | 9,471     | 9,334  | 9,036     | 9,334  | 9,036  |
|                | その他       | 20,638 | 15,998    | 20,585 | 16,870    | 20,271 | 16,660    | 20,348 | 16,893    | 20,300 | 16,904    | 20,206 | 16,870 |
|                | 経常的経費計②   | 79,339 | 54,312    | 81,440 | 57,141    | 82,346 | 57,553    | 82,787 | 57,661    | 83,445 | 57,857    | 84,360 | 58,302 |
| 政策的経費投入可能財源①-② | 45,322    | 29,414 | 45,895    | 30,417 | 44,212    | 30,416 | 43,361    | 29,709 | 41,981    | 27,593 | 42,023    | 26,960 |        |

（単位：百万円）

| (歳入見込) | 平成29年度計画額 |        | 平成30年度計画額 |        | 平成31年度計画額 |        | 平成32年度計画額 |        | 平成33年度計画額 |        | 平成34年度計画額 |        |
|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
|        | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   |
| 市税     | 70,769    | 70,769 | 70,769    | 70,769 | 70,769    | 70,769 | 70,769    | 70,769 | 70,769    | 70,769 | 70,769    | 70,769 |
| その他    | 10,248    | 4,024  | 10,248    | 4,024  | 10,248    | 4,024  | 10,248    | 4,024  | 10,248    | 4,024  | 10,248    | 4,024  |
| 自主財源計  | 81,017    | 74,793 | 81,017    | 74,793 | 81,017    | 74,793 | 81,017    | 74,793 | 81,017    | 74,793 | 81,017    | 74,793 |
| 地方譲与税等 | 5,474     | 5,474  | 5,474     | 5,474  | 5,474     | 5,474  | 5,474     | 5,474  | 5,474     | 5,474  | 5,474     | 5,474  |
| 国庫支出金  | 23,521    | 0      | 23,521    | 0      | 23,521    | 0      | 23,521    | 0      | 23,521    | 0      | 23,521    | 0      |
| 県支出金   | 7,578     | 0      | 7,578     | 0      | 7,578     | 0      | 7,578     | 0      | 7,578     | 0      | 7,578     | 0      |
| その他    | 8,793     | 4,995  | 8,793     | 4,995  | 8,793     | 4,995  | 8,793     | 4,995  | 8,793     | 4,995  | 8,793     | 4,995  |
| 依存財源計  | 45,366    | 10,469 | 45,366    | 10,469 | 45,366    | 10,469 | 45,366    | 10,469 | 45,366    | 10,469 | 45,366    | 10,469 |
| 合計①    | 126,383   | 85,262 | 126,383   | 85,262 | 126,383   | 85,262 | 126,383   | 85,262 | 126,383   | 85,262 | 126,383   | 85,262 |

| (歳出見込)         | 平成29年度計画額 |        | 平成30年度計画額 |        | 平成31年度計画額 |        | 平成32年度計画額 |        | 平成33年度計画額 |        | 平成34年度計画額 |        |        |
|----------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|--------|
|                | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   | 事業費       | 一般財源   |        |
| 経常的経費          | 人件費       | 27,715 | 26,886    | 27,589 | 26,752    | 28,365 | 27,501    | 28,254 | 27,391    | 27,804 | 26,953    | 28,291 | 27,411 |
|                | 扶助費       | 27,997 | 5,870     | 28,837 | 6,163     | 29,702 | 6,471     | 30,593 | 6,795     | 31,511 | 7,135     | 32,456 | 7,492  |
|                | 公債費       | 9,129  | 8,837     | 9,129  | 8,837     | 9,001  | 8,713     | 9,127  | 8,835     | 9,118  | 8,826     | 9,109  | 8,818  |
|                | その他       | 20,190 | 16,852    | 20,197 | 16,857    | 20,209 | 16,867    | 20,216 | 16,872    | 20,202 | 16,856    | 20,190 | 16,841 |
|                | 経常的経費計②   | 85,031 | 58,445    | 85,752 | 58,609    | 87,277 | 59,553    | 88,190 | 59,893    | 88,635 | 59,770    | 90,046 | 60,561 |
| 政策的経費投入可能財源①-② | 41,352    | 26,817 | 40,631    | 26,653 | 39,106    | 25,709 | 38,193    | 25,369 | 37,748    | 25,492 | 36,338    | 24,701 |        |

※政策的経費投入可能財源については、新総合計画事業費(含地域分)を含む政策的経費の総額です。